

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第93号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年4月3日 07時50分ごろ	
発生場所	大分県別府市別府港別府泊地 別府観光港東防波堤灯台から真方位175° 1.5海里付近 (概位 北緯33° 16.5′ 東経131° 30.6′)	
事故等調査の経過	平成22年6月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 千恵丸、19トン 291-39834、有限会社弥永海事 B 起重機船 千恵号、約746トン なし、有限会社弥永海事	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 船首部船底に小凹損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、喫水が船首約1.0m、船尾約1.2mのB船を押し、別府港別府泊地において消波ブロックの撤去作業中、平成22年4月3日07時50分ごろ、消波堤に寄せようとしたときに、B船の船首部船底が水面下の消波ブロックに乗り揚げた。 A船は、B船の航行及び作業に支障がなかったので撤去作業を続行した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2～3 海象：平穏、潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	A船の喫水は、船首約2.5m、船尾約2.5mであった。 船長Aは、海面が濁っていて水面下のブロックが見えなかった。 B船は、平成22年5月6日に上架されたところ、船首部船底に小凹損が発見された。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押し、別府港別府泊地において消波ブロックの撤去作業中、船長Aが、水面下のブロックに気付かずにB船を消波堤に寄せたものと考えられる。 船長Aは、海面が濁っていて水面下のブロックが見えなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押し、別府港別府泊地において消波ブロックの撤去作業中、水面下の消波ブロックに気付かずにB船を消波堤に寄せたため、B船が消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えら	

れる。